



## (2) 許可申請の区分

許可申請には、いくつかの区分があり、申請手数料もそれぞれ異なります。

	申請区分	説 明
1	新 規	現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可を申請する場合。
2	許可換新規	次のとおり、現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し新たに許可を申請する場合。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の都道府県知事許可から広島県知事許可へ</li> <li>・ 国土交通大臣許可から広島県知事へ</li> </ul>
3	般・特新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在<u>一般</u>建設業の許可のみを受けている者が、新たに<u>特定</u>建設業の許可を受けようとする場合。</li> <li>・ 現在<u>特定</u>建設業の許可のみを受けている者が、新たに<u>一般</u>建設業の許可を受けようとする場合。</li> </ul> <p>注) 特定建設業の許可のみを受けている者が、専任技術者が特定建設業の許可の要件を満たさなくなった場合等により法第29条に該当するため当該特定建設業の許可を継続できない場合は、次により取り扱います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定建設業の許可を受けている建設業の一部について一般建設業の許可を申請しようとする場合は、当該特定建設業の廃業届を提出し、「般・特新規」として一般建設業の許可を申請することが必要です。</li> <li>2 特定建設業の許可を受けている建設業全部について一般建設業の許可を申請しようとする場合は、特定建設業のすべての業種の廃業届を提出し、「新規」として一般建設業の許可を申請することが必要です。</li> </ol>
4	業種追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在一般建設業の許可を受けている者が、他の業種について一般建設業の許可を申請する場合。</li> <li>・ 現在特定建設業の許可を受けている者が、他の業種について特定建設業の許可を申請する場合。</li> </ul>
5	更 新	現在受けている許可を、そのままの要件で引き続いて受けようとする場合（有効期間満了日の <b>30日前</b> までの申請が必要です。）
6	般・特新規＋業種追加	上記3と4を同時に申請する場合。
7	般・特新規＋更 新	上記3と5を同時に申請する場合。 （原則、従前の許可の有効期間満了日の <b>2か月前</b> までに申請してください。）
8	業種追加＋更 新	上記4と5を同時に申請する場合 （従前の許可の有効期間満了日の <b>2か月前</b> までに申請してください。）
9	般・特新規＋業種追加＋更 新	上記3と4と5を同時に申請する場合 （従前の許可の有効期間満了日の <b>2か月前</b> までに申請してください。）

### (3) 許可申請手数料

許可申請には、所定の申請手数料が必要です。手数料は、一般建設業、特定建設業別に、それぞれ下表により納入してください。

(般：一般建設業，特：特定建設業)

	申 請 区 分		手 数 料
1	新 規	般のみ，特のみ	9 万円
		般+特	1 8 万円
2	許可換新規	般のみ，特のみ	9 万円
		般+特	1 8 万円
3	般・特新規	般のみ，特のみ	9 万円
4	業種追加	般のみ，特のみ	5 万円
		般+特	1 0 万円
5	更 新	般のみ，特のみ	5 万円
		般+特	1 0 万円
6	般・特新規 +業種追加	特の新規+般の追加	1 4 万円
		般の新規+特の追加	〃
7	般・特新規 +更 新	特の新規+般の更新	1 4 万円
		般の新規+特の更新	〃
8	業種追加 +更 新	般の追加+般の更新	1 0 万円
		般の追加+特の更新	〃
		特の追加+般の更新	〃
		特の追加+特の更新	〃
		般の追加+般の更新+特の更新	1 5 万円
		特の追加+般の更新+特の更新	〃
		般の追加+特の追加+般の更新+特の更新	2 0 万円
9	般・特新規 +業種追加 +更 新	特の新規+般の追加+般の更新	1 9 万円
		般の新規+特の追加+特の更新	〃

納付については、P 2 5 「現金による許可申請手数料の納付方法」を参照してください。

#### (4) 申請書類一覧表

申請書類は、申請区分（新規，追加，更新等）ごとに異なりますので，下表により確認の上，作成してください(アとイで分けて綴じてください)。

◎・・・必要な書類      ○・・・該当があれば必要な書類  
 △・・・省略可能な書類    ※申請・届出内容と変更がある場合又は事業年度終了時には，  
 別途変更届の提出が必要（様式 14・20・20-2・20-除く）  
 □・・・既に申請の記載事項と変更のない場合は省略可能な書類

※ 要件等が明確に確認できない場合は，資料の追加等を別途求める場合があります。

#### ア 閲覧書類(申請書，添付書類)

綴込順	様式番号	提出書類	新規	業種追加	般特新規	更新	追加+更新	参照ページ等
1	1	建設業許可申請書	◎	◎	◎	◎	◎	P 32, 107
2	別紙一	役員等の一覧表《法人の場合》	◎	◎	◎	◎	◎	P 33
3	別紙二 (1)	営業所一覧表（新規許可等）	◎	◎	◎	—	◎	P 34
4	別紙二 (2)	営業所一覧表（更新）	—	—	—	◎	◎	P 35
5	別紙四	専任技術者一覧表	◎	◎	◎	◎	◎	P 36
6	2	工事経歴書	◎	◎	◎	△	◎	P 38～41
7	3	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎	◎	△	◎	P 42
8	4	使用人数	◎	◎	◎	△	◎	P 43
9	6	誓約書	◎	◎	◎	◎	◎	P 44
10	7-3	健康保険等の加入状況	◎	◎	◎	◎	◎	P 51
11	11	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	◎	◎	◎	◎	◎	P 55, 73
12	15～17	財務諸表（法人用）	◎	△	△	△	△	P 59～65
	18～19	”（個人用）	◎	△	△	△	△	P 66～67
13	20	営業の沿革	◎	△※1	△※1	◎	◎	P 68
14	20-2	所属建設業者団体	◎	△	△	□	□	P 69
15	20-3	主要取引金融機関名	◎	△	△	□	□	P 70
16	—	定款《法人の場合》	◎	△	△	□	□	※ 7

#### イ 非閲覧書類(添付書類，確認書類等)

綴込順	様式番号	提出書類	新規	業種追加	般特新規	更新	追加+更新	参照ページ等
1	別紙三	バーコードはり付け欄	◎	◎	◎	◎	◎	P 27, 35
2	—	誓約書《登記事業目的の追加》	○	○	○	—	○	
3	—	申立書《更新しない業種がある場合》	—	—	—	○	○	
4	—	営業所建物の所有権又は使用権の確認資料	○	△※1	△※1	○	○	P 71
5	—	営業所所在地略図	◎	◎	◎	◎	◎	P 37
6	—	営業所写真	◎	△※1	△※1	◎	◎	P 37
7	—	登記されていないことの証明書	◎	◎	◎	◎	◎	※ 2 P 71, 72
8	—	身分証明書	◎	◎	◎	◎	◎	P 71, 72

繰込順	様式 番号	提出書類	新規	業種 追加	般特 新規	更新	追加 +更新	参照ページ等
役員等 ↑ いずれか	9	7	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	◎	◎	◎	◎	P 45, 75~77
	10	別紙	常勤役員等の略歴書	◎	◎	◎	◎	P 46
	11	—	経営経験確認資料	◎ ※3	◎ ※3	◎ ※3	— ◎ ※3	P 75
	12	—	常勤性確認資料	◎	◎	◎	◎	P 76
	13	—	現住所確認資料	◎	◎ ※4	◎ ※4	◎	P 76
役員等 + 補佐 ↓	9	7-2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	◎	◎	◎	◎	P 47, 48, 75
	10	別紙1・2	常勤役員等の略歴書・常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	◎	◎	◎	◎	P 49, 50
	11	—	経営経験確認資料	◎ ※3	◎ ※3	◎ ※3	— ◎ ※3	P 75
	12	—	常勤性確認資料	◎	◎	◎	◎	P 76
	13	—	現住所確認資料	◎	◎ ※4	◎ ※4	◎	P 76
14	—	健康保険等の加入状況確認資料	◎	◎	◎	◎	P 73, 74	
15	8	専任技術者証明書(新規・変更)	◎	◎	◎	— ◎	P 52, 78, 108~110	
16	—	専任性確認資料	◎	◎	◎	◎	P 78	
17	—	現住所確認資料	◎	◎ ※4	◎ ※4	◎	◎	P 78
18	9	実務経験証明書	○	○	○	△	○	P 53
19	—	経験確認資料	○ ※5	○	○ ※5	—	○ ※5	P 78
20	—	免状, 資格証明書, 監理技術者資格者証等写し	○	○	○	△	○	P 78 要原本提示
21	10	指導監督の実務経験証明書	○	○	○	△	○	P 54
22	—	経験確認資料	○ ※5	○	○	△	○ ※5	P 78
23	—	建設業法施行令第3条に規定する使用人 常勤性確認資料	○	○	○	○	○	P 73
24	—	現住所確認資料	○	○ ※4	○ ※4	○	○	P 73
25	—	権限が確認できる資料	○	○	○	○	○	P 73
26	12	許可申請者の住所, 生年月日等に関する調書	◎	◎	◎	◎	◎	P 56
27	13	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所, 生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	P 57 該当者がいない又は役員の場合不要
28	14	株主(出資者)調書《法人の場合》	◎	△	△	□	□	P 58
29	—	納税証明書	◎	△	△	△	△	※6
30	—	残高(融資)証明書	○	○	○	—	○	P 17 申請日前30日以内の日時点のもの
31	—	登記事項証明書《法人の場合》	◎	△ ※8	△ ※8	□ ※8	□ ※8	申請日前3月以内発行のもの

※1 更新時に財産的要件を満たさないために特定建設業の許可を受けている者が申請する場合には, 省略できません。

※2 契約の締結及びその履行に当たり必要な認知, 判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書でも可。

※3 「法人成新規」, 「業種追加」, 「般・特新規」で常勤役員等に変更がなく, かつ経験を従前の申請書等で確認できる場合は原則として省略可。

※4 常勤役員等, 専任技術者及び建設業法施行令第3条に規定する使用人に変更がなく, かつ住所に変更がない場合は省略可。(ただし更新時に財産的要件を満たさないために特定建設業の許可を受けている者が申請する場合を除く。)

※5 「追加+更新」の更新業種に関するものは省略可。

「法人成新規」, 「般・特新規」で専技に変更がなく, かつ経験を従前の申請書等で確認できる場合は省略可。

※6 県税事務所で交付を受けてください。

法人事業税又は個人事業税の直前1年の各事業年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面。

なお, 事業開始後, 決算期の未到来等により, 証明が得られない場合には, 県税事務所へ提出した事業開始届等(受付印のあるもの)の写しを添付してください。

※7 現行定款が原始定款の場合は, 公証もあわせて提出してください。現行定款が原始定款と異なる場合は, 原始定款(公証も添付)及び変更決議の議事録(写し)若しくは現行定款(現行定款であることを申請者が証明したもの)を提出してください。

※8 役員の就任状況等の確認のため、可能な限り添付してください(写し可)。役員の変更があったにも関わらず、変更届の提出がない場合は建設業法違反となり監督処分の対象となります。また、経營業務の管理責任者である役員が退任した場合は許可要件を欠くため、当該申請は虚偽申請とみなされ、取消処分の対象となり以降5年間欠格要件に該当することとなります。

## (5) 申請書類の提出先・申請に関する問い合わせ先

主たる営業所を所管する県の建設事務所又は建設事務所支所（以下「建設事務所等」という。）へ提出してください。

なお、受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の9時～11時、13時～16時の間です。

※ 申請書類の審査の終了後、手数料を納付していただくこととなっています。このため17時までに審査が終了しない場合は、後日来所して納付していただく必要が生じることがありますので、御承知おきください。

(令和2年10月1日現在)

事務所(担当課)	所在地	電話番号	所管地域
西部建設事務所 (建設業課)	〒732-0816 広島市南区比治山本町16-12	(082) 250-8161	広島市、大竹市、廿日市市、 安芸高田市、江田島市、 安芸郡、山県郡
西部建設事務所 呉支所(管理課)	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25	(0823) 22-5400	呉市
西部建設事務所 東広島支所(管理課)	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	(082) 422-6911	竹原市、東広島市、豊田郡
東部建設事務所 (管理課)	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1	(084) 921-1311	三原市、尾道市、福山市、府中市、 世羅郡、神石郡
北部建設事務所 (管理課)	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	(0824) 63-5181	三次市、庄原市

## (6) 申請書類の提出部数

必要部数をご準備の上、主たる営業所を所管する県の建設事務所等へ申請してください。

知事許可 正本1部+写し(営業所を所管する建設事務所等の数+申請者用)

例) 主たる営業所が広島市内に、従たる営業所が福山市内にある業者の場合  
→ 正本1部+写し3部(西部建設事務所控え+東部建設事務所控え+申請者控え) = 4部を西部建設事務所へ提出します。

※ 正本とは、許可申請書類の原本及びその確認書類の原本が添付されたものをいいます。

写しとは、正本のすべての書類(確認書類も含む。)の写し一式をいいます。